

## 「第6期川崎市・各区地域福祉計画（素案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	第6期川崎市・各区地域福祉計画（案）
意見の募集期間	令和2年12月1日（火）から令和3年2月5日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市ホームページ掲載</li> <li>市政だより（12月1日号）掲載</li> <li>各区市政資料コーナー、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域包括ケア推進室にて資料閲覧</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市ホームページ掲載</li> <li>各区市政資料コーナー、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域包括ケア推進室にて資料設置</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（件数）	41通（84件）	
内訳	FAX	25通（44件）
	電子メール	14通（35件）
	持参	1通（4件）
	郵送	1通（1件）

### 4 主な意見と本市の対応

パブリックコメントを実施した結果、41通、84件のご意見をいただきました。

主な内容としては、「高齢者や障害者の施策に関すること」「民生委員児童委員やボランティア活動等の地域における福祉活動の推進に関すること」「成年後見制度利用促進計画や災害時要援護者避難支援制度に関すること」など、幅広い内容の御意見や御要望をいただきました。意見内容を反映することで計画の表現がよりの確となるものについて修正するとともに、必要な時点更新等を行った上で、計画を策定することといたしました。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画（素案）全般に関すること	0	7	1	9	2	19
2 基本目標1（住民が主役の地域づくり）に関する こと	1	1	1	2	0	5
3 基本目標2（住民本位の福祉サービスの提供）に 関すること	8	0	1	3	0	12
4 基本目標3（支援を必要とする人が的確に つながる仕組みづくり）に関すること	0	0	0	4	0	4
5 基本目標4（連携のとれた施策・活動の推進）に 関すること	0	0	0	2	0	2
6 各区の計画に関すること	2	8	2	17	1	30
7 その他	0	0	0	0	12	12
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>16</b>	<b>5</b>	<b>37</b>	<b>15</b>	<b>84</b>

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方  
別紙のとおり

## 「第6期川崎市・各区地域福祉計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

## (1) 計画（素案）全般に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
1	<p>市地域福祉計画と区地域福祉計画との関連について。</p> <p>市の計画は、各区が市の計画の基本理念、基本目標、2025年に向けてめざす姿を踏まえて、各区の特性に応じ、区民に身近な計画として作った区地域福祉計画の推進を支援する取組が分かる内容を充実してほしい。</p>	<p>各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行っています。第6期計画の策定に当たっては、市から方針案を提示し、各区と課題の共有等を図ってまいりました。引き続き、市計画及び各区計画が連携を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。</p>	D
2	<p>社会の障害者への偏見をなくしていくための啓発を進めてほしい。障害にも様々な障害があることを知っていただき障害者への理解を促進してほしい。</p>	<p>障害のある方への偏見をなくすため、令和3年3月に策定した「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」に基づく取組や「かわさきパラムーブメント」を推進するとともに、地域や教育の場における障害の理解促進及び普及啓発、障害者雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動への参加促進など、全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）に向けた取組を推進することとしております。</p>	B
3	<p>事業名、現状、事業内容・目標の表において、少なくとも現状の欄には「事業の推進」ではなく具体的な取り組みの内容を記載してもらえるとわかりやすい。（2件）</p>	<p>第6期計画においては、各区における区計画の点検も踏まえ、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、施策の一層の充実を図ります。なお、素案の段階では、具体的に記載ができなかった令和3年度以降の事務事業について、素案策定以降の検討状況を踏まえ、できる限り具体的な事業内容・目標を記載してまいります。</p>	B
4	<p>高齢者の中には、少額でも収入に繋がる活動をしたいという人も多くいます。これらの人たちが、混成チームを作って、働き手不足で困っている仕事を引き受け、やりがいを持って社会を支える側に回るようになる、というビジョンを打ち出してはいかがでしょうか。</p>	<p>本市では、高齢者が働くことを通して健康的に生きがいを持って地域に貢献できることを目的とした事業を実施しているシルバー人材センターをはじめ、経済的な問題や健康上の問題などさまざまな課題を抱えた方の自立に向けた支援を行うだいJOBセンターや、年齢を問わずに就職活動における相談等のサポートを行っているキャリアサポートかわさきなど、それぞれのニーズに応じた取組を進めています。</p> <p>高齢者を含め、多くの方が働きがいや働くことによる生きがいを持つことは重要であると考えていますので、引き続きこうした取組を推進していきます。</p>	D

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
5	<p>商工業、農業、雇用、SDC（ソーシャル・デザイン・センター）、SDGsなど関係事業との関連・連携を深めることが重要であると考えます。</p>	<p>本市における地域包括ケアシステムの構築に向けては、福祉分野だけでなく、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した取組を進めており、地域福祉計画においても、SDGs（持続可能な開発目標）の取組、コミュニティ施策の取組など、多様な分野との連携を深めてまいります。</p>	B
6	<p>コロナ禍において、新生活様式がこれからの暮らしの課題となりますが、モバイル環境に馴染まない障害者、高齢者は一層地域社会で孤立化しております。モバイル環境学習支援を取り入れながらも「顔の見える関係づくり」の大切さを再認識した地域ケアの再構築についても6期計画では掲げてください。</p>	<p>コロナ禍において、新しい生活様式を踏まえた地域活動を展開していく必要があります。障害者、高齢者をはじめ、市民のICT技術の活用・啓発を図りながら、顔の見える関係づくりを進めてまいりたいと考えております。</p>	B
7	<p>「小地域」に分けてのマネジメントは、身近な課題の発掘や共に支え合うということには良いと思います。これを「川崎市」がうまくコーディネートしていくことが、大切と考えます。</p>	<p>第6期の各区計画において、44の地域ケア圏域毎に基本的な地域情報を整理した地区カルテを活用し、地域住民との地域活動に関する合意形成・取組の推進に向けて、行政による地域マネジメントを進めてまいります。</p>	B
8	<p>災害時要援護者避難支援制度について、登録者が年々減少しているのはなぜでしょうか。災害時には町内会の方の活動に協力しなければならないなど、支援する側の手が足りていないというのが実態ではないでしょうか。地域住民の助け合いはとても大事ですが、住民だけではなく、地域の企業、会社、商店など、福祉関係以外の事業者等の協力を得ることも必要だと思えます。</p>	<p>令和元年東日本台風の際に、同制度に基づいた共助による支援は、一部の地域で避難支援は実施されましたが、多くの地域で実施されなかったことを受け、要援護者の方の避難行動を明確にしていくことが必要と考えておまして、普段から要援護者とのつながりがあるケアマネジャーや福祉事業者に対して、マイタイムラインの活用周知などの取組を進めているところです。</p> <p>また、地域の多様な主体による避難支援体制づくりも重要であることから、機会をとらえて取組への協力を呼びかけてまいります。</p>	C
9	<p>第5回川崎市地域福祉実態調査について、幸区の人口に対する対象者数、回答者数が少ないが、統計的に有意な調査といえるのか。</p>	<p>第5回川崎市地域福祉実態調査は、各区900人を基本に、20歳以上の男女6,300人を対象に実施しており、幸区分の回収数305件、有効回収率は33.8%となっていますので、区民の意識を確認する有効なサンプル数を収集しております。地域福祉計画に対する認知度を高めていくことが、有効回収率の向上につながると考えますので、今後も一層の計画の周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	D

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
10	川崎市再犯防止推進計画における表現について。「犯罪をした人等」ではなく、「罪を犯した人等」の方が適切ではないか。	「再犯の防止等の推進に関する法律」では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であること、とされていることから、川崎市再犯防止推進計画におきましては、法律に規定された表現を使用しております。	D
11	地域包括ケアシステム推進ビジョンと市地域福祉計画との役割分担について。地域福祉計画は、推進ビジョンの5つの分野のうち、「医療・看護」や「すまいとすまい方」ではなく、「予防介護・生活支援」、「保健・福祉」の分野に関する計画であることを明確にしてほしい。	地域福祉計画は、川崎市総合計画のもと、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、他の福祉に関する計画の上位計画と位置付けており、推進ビジョンの基本的な5つの視点を推進する計画として策定しています。	D
12	第6期川崎市地域福祉計画第2章1(1)の年齢3区分別人口について。年少人口14歳以下とありますが、15歳以下に。また、生産年齢人口は15～64歳ではなく、16～64歳ではないか。	一般に、国勢調査等においても、14歳以下を年少人口、15歳以上65歳未満を生産年齢人口、65歳以上を老年人口と定義しています。	D
13	基本理念については5期計画の基本理念を踏襲するとあるが、「～ふるさとづくり」という言葉に違和感・唐突感を感じた。ふるさとという言葉を使うことの説明がほしい。	「ふるさと」には、故郷という意味だけでなく、こころのふるさとという意味も込められており、川崎で生まれ育った市民だけでなく、全ての市民がこころのふるさととして実感していただけるよう、基本理念で「ふるさと」を使用しています。	D
14	少子高齢社会、ノーマライゼーションの理念のもと、子供、障害者、高齢者まで地域住民一人ひとりの存在を尊重した第6期地域福祉計画の基本計画に賛同します。	本市では、高齢者に限らず、障害者、子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めています。 地域福祉計画は地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念に、福祉に関する上位計画として、関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。	B
15	社会構造の変容、多用で複雑な価値観、不透明な社会状況のもと、住民の暮らしと命を守る行政の責務は一層重要ですが、市民も他者と共存する地域住民としての自覚と責務を持つことは必要で、6期計画で意識の醸成にも触れていることに賛同します。	本市では、高齢者に限らず、障害者、子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めており、引き続き、地域包括ケアシステムポータルサイト、パンフレットやマンガを活用した啓発等の取組を進めてまいります。	B

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
16	地域包括ケアシステムについて理解を深める機会になりました。力を合わせ住みよいまちづくりをしていきたいと思えます。(2件)	本市では、高齢者に限らず、障害者、子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めています。	E

## (2) 基本目標1（住民が主役の地域づくり）に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
17	<p>民生委員児童委員活動育成等事業について。なり手確保・担い手の掘り起こしなどの取組について、少なくとも令和4年の一斉改選までには盛り込んでほしい。</p> <p>「様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実」について、委員の活動しやすい環境づくりやなり手確保のためには制度の普及啓発や市民の理解が重要であることから、「～広報強化による委員活動の理解促進、及び活動支援の充実」とされるようご検討いただきたい。</p>	<p>民生委員児童委員あり方懇談会を立ち上げ、民生委員児童委員の活動環境や充足率の向上に向けた取組を検討していくこととしております。御意見を踏まえ、「第4章 基本目標1(2)」に「民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを進める」という記載を追加しました。</p> <p>また、民生委員児童委員活動育成等事業の取組内容を明確にするため、3つ目の項目を「活動環境整備のための効果的な研修の実施、広報強化による理解促進及び活動支援の充実」に修正しました。</p>	A
18	<p>民生委員児童委員の活動支援の1つとして、空白地からの選出支援を積極的に行っていく旨を追記してください。</p>	<p>民生委員児童委員あり方懇談会を立ち上げ、民生委員児童委員の活動環境や充足率の向上に向けた取組を検討していくこととしています。引き続き、地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の適正配置や育成・支援を図ってまいります。</p>	D
19	<p>高齢者の生活上での問題について。少子化に伴い独居、認知症高齢者が話し相手等でペットを家族として求める結果、飼育不可能になったペットの処遇に窮している包括支援センターやその地域が多く、大きな社会問題でもあります。高齢者本人が何かしらの生きていく意味を感じられるような対策が必要であると感じます。</p>	<p>本市では、社会活動等を通して高齢者の生活を健全で豊かなものにする老人クラブや、高齢者が働くことを通して健康的に生きがいを持って地域に貢献できることを目的に、地域に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な作業を提供するシルバー人材センターといった各種団体の活動支援や広報などを行っています。</p> <p>また、シニア向けパソコン・スマホ講座の開催や、いこいの家・いきいきセンターといった施設において教養講座等の開催、自主団体の活動のための場の提供なども行っているところです。</p> <p>高齢者が生きがいを持って健康的に生活を送ることは重要であると考えていますので、引き続き、こうした取組を推進していきます。</p>	B

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
20	官・公・民の連携強化とホームページの充実・活用について。 官・公だけではカバーしきれていないサービスがある一方で、市民活動団体など民の活用は十分とは言えません。ホームページを官・公・民の連携強化や、現状・目標の定量的な把握に活用されてはいかがでしょうか。	本市では「川崎市市民活動支援指針(平成13年9月)」に基づき、かわさき市民活動センターを通じて市民活動の自主性・自立性に配慮した支援を実施してきました。同指針では、市民活動に対して、行政や企業にはない特性を生かした、公共サービスの供給主体としての存在意義を見出し、その社会的役割に期待を寄せております。市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくりに向けて、行政・企業・住民団体等の多様な主体との連携をより一層推進するにあたり参考とさせていただきます。	C
21	民生委員児童委員の活動について評価、記述をお願いいたします。	民生委員児童委員は市民に身近な相談相手として、地域福祉の推進とともに地域包括ケアシステムの構築に欠かせない存在であると認識しており、本計画においても、民生委員児童委員は地域福祉の担い手であることに加え、多方面での活動や活動支援等について記載しています。 なお、第6期幸区地域福祉計画においては、民生委員児童委員へインタビューした内容を掲載し、活動をより多くの人に分かりやすく知っていただくための工夫をしており、より多くの人にその内容を読んでいただけるよう努めてまいります。	D

### (3) 基本目標2（住民本位の福祉サービスの提供）に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
22	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、ヘイトスピーチだけでなく、社会問題になっているネットによるいじめや中傷についても対象になっています。これもまさに権利擁護の取組であり、権利擁護の取組として盛り込むべきであると考えます。	本市では、令和元年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しており、取組の更なる推進に向けて、「第4章 基本目標2（4）」の権利擁護の取組について、御意見の趣旨を踏まえ修正しました。	A
23	第4章（4）権利擁護の取組の図【本市における権利擁護体制（高齢・障害分野）】について。「(仮称)川崎市成年後見センター(中核機関)」から「家庭裁判所」に伸びている矢印に、「市民後見人候補者」と記載されているが、成年後見制度利用促進機能で	御意見を踏まえ、第4章（4）権利擁護の取組の図【本市における権利擁護体制（高齢・障害分野）】の該当部分について、「後見人等候補者」と記載します。	A

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
	行う後見人候補者選定の支援は、市民後見人に限定されていないため、「後見人候補者」と記載するべきだと思われる。		
24	川崎市成年後見制度利用促進計画を策定する本来の目的である「①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視の観点から、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を目的とする。」という内容を記載するべきと考える。	「第4章 基本目標2（4）」の成年後見制度利用促進計画（案）について、「1 川崎市成年後見制度利用促進計画の策定について」の策定の目的等に追加記載しました。	A
25	川崎市成年後見制度利用促進計画（案）4（1）②本人を中心とする「チームの支援」において、地域連携ネットワークの目的と、チームを形成する目的を分けて記載するべきと考える。	御意見を踏まえ、市計画の「4 基本的な施策と取組（1）権利擁護支援の地域連携ネットワーク」に、「① 地域連携ネットワークの役割」を追加し、地域連携ネットワークの目的とチームを形成する目的を分けて記載します。	A
26	川崎市成年後見制度利用促進計画（案）4（1）②本人を中心とする「チームの支援」において、形成するチームの中に「後見人等」がないので、追加して記載するべきだと思われる。	御意見を踏まえ、市計画の「4 基本的な施策と取組」の該当部分に、「後見人等」を追加記載します。	A
27	川崎市成年後見制度利用促進計画（案）における地域連携ネットワークの整備について、不正防止効果があることも記載するべきと思われる。 また、地域連携ネットワークがケースを見守るには、横浜地方法務局との連携が必要となるため、地域連携ネットワークの図には「横浜地方法務局」も記載するべきと思われる。	御意見を踏まえ、市計画の「4 基本的な施策と取組（1）権利擁護支援の地域連携ネットワーク」に、「④ 不正防止効果」を追加記載します。 また、「横浜地方法務局」については、【地域連携ネットワーク（協議会～中核機関～チーム）概要図】の中の「その他関係団体」を「その他関係団体・関係機関」とし、そこに含まれるものとします。	A
28	川崎市成年後見制度利用促進計画（案）における後見人支援機能において、「意思決定支援・身上保護を重視した適切な後見人の選任・交代」について記載し、「本人と後見人との関係がうまくいっていない場合には、本人の権利擁護を図るために、中核機関は新たな後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。」と記載するべきと思われる。	御意見を踏まえ、市計画の「4 基本的な施策と取組（2）中核機関の設置④後見人支援機能」に、意思決定支援・身上保護を重視した後見人の支援や後見人の追加・交代等について、追加記載します。	A

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
29	<p>事務事業名等における権利擁護事業について、「●成年後見制度利用促進法に基づく取組の検討」において、この基本計画という表現は、国の基本計画のことだと誤解を招くため、「川崎市成年後見制度利用促進計画」と、正確に記載した方が良いと思われる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「川崎市成年後見制度利用促進計画」または「市計画」と記載します。</p>	A
30	<p>障害者が必要な制度やサービス等の情報を得やすく配慮してほしい。障害の特性に応じた情報提供や伝達方法、障害者にもわかりやすく相談しやすい窓口の設置などにより情報を得やすくしてほしい。</p>	<p>地域共生社会の実現にあたっては、ソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化が必要であることから、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど情報バリアフリーを推進するとともに、様々な障害福祉サービスや支援制度、相談窓口や支援機関などを分かりやすく案内するための広報誌を作成・配付するなどの取組を進めることとしております。</p>	D
31	<p>第2章3(1)地域共生社会の実現に向けた動向 「ことわらない相談」制度の実現について。利用者限定のない相談制度（「ことわらない相談」制度）に、移行スケジュールを立てて進めていただきたいと思います。</p>	<p>課題が複合化して調整が難しい相談は、専門的な知見を踏まえた支援が必要であることから、現行の分野別の相談支援体制を維持することにより、各分野の専門性を確保しながら、全世代・全対象型の地域リハビリテーションセンターを市内3ヶ所に設置し、各相談機関をバックアップすることによって、様々なニーズのある相談にも包括的に対応してまいります。</p>	D
32	<p>川崎市成年後見制度利用促進計画（案）4(1)②において、「(仮称)成年後見制度利用促進協議会」を設置するとあるが、地域ケア会議、障害者の地域自立支援協議会等の既存資源・仕組みを十分活用しながら整備を進めるべきと思われる。</p>	<p>成年後見制度利用促進協議会の設置にあたっては、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が参加する既存の「川崎市成年後見制度連絡会」を活用する方向で検討しています。なお、地域ケア会議、障害者の地域自立支援協議会等とも連携して、取組を進めてまいります。</p>	C
33	<p>不登校問題に関する施策をより充実させるべきかと感じました。 不登校の児童は年々全国的に増加傾向にあり、注視すべき課題のひとつです。しかし、それに関する施策である「児童生徒支援・相談事業」の大半が今後の目標も「継続」にとどまっています。 故に、スクールソーシャルワーカーの増員を図り、配置の単位を区以上に細かくする、といった、意欲的な姿勢を示すことが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>本市では、スクールソーシャルワーカーを区・教育担当に配置することで、福祉部門等の関係機関との連携を深め、不登校等学校だけでは対応が困難な事例等におきましても、家庭に対して環境調整を行うなど、その専門的知見とネットワークを生かした支援・援助に取り組んでおります。引き続き関係機関と連携を図りながら、支援の充実に向けて努めてまいります。</p>	D

(4) 基本目標3（支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり）に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
34	<p>ペットの防災に関して、実際に災害が起こった場合、ペットを飼育している高齢者のペット同行避難や同伴避難をどのように進めるかを具体的に決めておくことも急務かと思えます。</p>	<p>本市では、ペット含めた防災対策を御家庭で話し合っただけでなく、きつかけとするため、「ペットの飼い主のための防災手帳」を作成しています。この防災手帳を活用することなどにより、引き続き、飼い主には災害に対する事前の準備が必要であることを周知してまいります。</p>	D
35	<p>災害は全ての人にとって大きな課題であり、障害者も災害時の避難や生活に大きな不安を感じている。障害者も防災訓練に参加しやすいように配慮してほしい。</p>	<p>本市においては、障害関連計画を一体的に定めた「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定し、障害福祉施策全体を計画的に推進しておりまして、令和3年度以降の新たな計画として「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」を令和3年3月に策定したところであります。</p> <p>この中では、災害時における生活機能の確保に向けた支援を緊急的に行う「災害福祉」の取組を進めることとしており、災害時に自力で避難することが困難な方の情報を集約し迅速な対応が行えるような体制の整備や、災害時要援護者避難支援制度の活用、通所施設等における災害時個別避難計画作成の推進など、災害時において障害のある方が安心して避難できるよう、必要な取組を進めることとしております。</p>	D
36	<p>失業、シングル親家庭、不登校児、障害者、中年層の引きこもり者、認知症等の高齢者ケアを抱えて地域社会の水面下で苦しんでいる住民が、縦割り行政の弊害からワンストップで実効性のある支援の仕組みづくりを6期計画では目標に入れてください。</p>	<p>調整困難な相談には、専門的な対応が必要な疾病や障害が背景にあることなども踏まえ、現行の分野別支援体制を維持しながら、多機関連携支援モデルの作成等を通じて、複雑・多様なニーズにも包括的に対応できる体制を確保してまいります。</p>	D
37	<p>第6期川崎市地域福祉計画の中で「ご近所支え愛事業」の位置づけをもっとはっきりさせるか、地域包括ケアシステムの中に吸収して、もっと強気に推進してほしい。</p>	<p>市計画第4章3（2）見守りネットワークの推進において、地域のネットワークづくりに向けて、民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし高齢者世帯等の実態把握を進めるとともに、町内会・自治会等においても、日常生活の中でのさりげない見守り等が進んでいくよう、地域づくりを進めていくと記載しており、引き続き、幸区のご近所支え愛事業と同様の取組を各区においても進めてまいります。</p>	D

(5)基本目標4（連携のとれた施策・活動の推進）に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
38	障害児者一時預かりについて。事業所単独加算の対象の見直しを検討して欲しい。現在は、行動加算のみ。肢体不自由児(全介助)にも加算を付けて欲しい。	障害児・者一時預かり事業における給付費の加算の取扱いにつきましては、障害者総合支援法に基づく法定給付の改正内容等を踏まえて、調査・検証してまいりたいと考えております。	D
39	障害児における幼児・学齢時の支援について。無償が最善。本人負担の軽減、負担上限額の見直しを検討して欲しい。また、事業所の安定的運営のために、固定費用(家賃・常勤の人件費)等の補助は必要である。	移動支援事業や、日中一時支援事業などの地域生活支援事業については、障害者総合支援法に基づく法定給付と同様の考え方において利用者負担上限額を設定していることから、地域生活支援事業のみにおいて独自の利用者負担軽減を設けることは難しいもの捉えております。 また、固定費用の補助につきましても、上記と同じ理由から難しいものと考えております。	D

(6)各区の計画に関すること

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
40	【幸区】地域福祉実態調査結果のグラフについて、母数が分からない。	地域福祉実態調査につきましては、305名の方から回答をいただいたところでございますが、調査における設問によっては回答者数が異なることから、計画書中の各統計データに回答者数を追記しました。	A
41	【幸区】各町内会での活動が減少する中、町内会館がない町内も多く、気軽に安価で集える場所の確保が困難の状況が川崎市ではないかと不満がある。 空き商店街を市や区で借り上げる施策があってよいと思う。	本市においては、平成31年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間問わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を生み出す仕組みづくりを進めていくことを位置づけています。行政の関わり方といたしましては、庁舎、学校、こども文化センター、いこいの家などの公共施設の地域化や、カフェなどの飲食店、公開空地、空き家、空き部屋等の民間資源の活用を推進していく具体的な取組を検討していきたいと考えています。	C
42	【幸区】基本施策を行う「主語」が分からない。誰（区民、区、地域団体）が行うことなのか、誰に向けて発信しているのか。	地域福祉計画は、素案1～2ページに記載のとおり、「自助・互助・共助・公助」の様々な取組を進める計画として、地域福祉を進める理念や仕組みをまとめて行政が作成しているものです。また、基本施策は、計画の基本理念に基づく基本目標、基本方針を具体化するためのものです。基本施策を行う主体については、行政のみならず、地域住民や各種団体・企業などが様々な場面で協働して行うものであって、幸区に関係のある全ての方と考えています。	D

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
43	<p>【幸区】基本方針 3-1「支援が必要な方に専門性の高い情報を的確に届ける」及び 3-2「包括的な相談支援機能を充実する」について、課題と施策が対応していないのではないか。</p>	<p>基本方針 3-1 では、一般的な地域福祉に関する情報より、さらに専門性の高い情報を個々の状況に応じて届けることで様々な生活課題の解決に結びつけていくことを目指しているものです。</p> <p>また、基本方針 3-2 では、様々な主体が連携しながら、ライフステージに応じたあらゆる場面における包括的な相談支援を充実させていくことで、個々の生活課題の解決に結びつけていくことを目指しているものです。相談に結びつかない人への対応としましては、基本目標 1、基本目標 2 の中に位置付けている事業も含めて、区役所や様々な関係機関が地域に出向いて、積極的に状況把握を進めていきます。また、ご近所支え愛事業など区民主体の活動の中からも、相談に結びついていないのではと感じる方への対応について区役所や様々な関係機関につなげていけるよう連携を深めていきたいと考えております。</p>	D
44	<p>【幸区】ライフステージに合わせた事業・取組は、ステージごとにどのような取組があるのか一目で分かり理解しやすい。また、みんなでつなごう幸の未来では、地域包括ケアシステムの具体的な内容を示すことで身近に感じられ考えるきっかけになる。</p>	<p>地域包括ケアシステムの推進に当たっては、一人ひとりの生活に資する取組を進めていく必要があると考えていることから、より理解しやすいようライフステージごとにまとめています。</p>	D
45	<p>【幸区】年齢 3 区分別人口割合の推移表と将来人口推計表では、数値が相違しているのはなぜか。</p>	<p>「幸区の年齢 3 区分別人口割合の推移」につきましては、「町丁別年齢人口」に基づく統計資料となっており、これは住民票に記載されている者の数及び世帯数を町丁別に集計したもので、2015 年は 9 月末日、2020 年は 6 月末日のデータを基にしたものでございます。</p> <p>一方で、「幸区の年齢区分別将来人口推計」につきましては、平成 29 年 5 月公表の「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計」に基づく統計資料となっており、これは、2015 年の国勢調査結果を基にした、それ以降の大規模住居系開発による社会増などの人口数の動態を踏まえての推計値となっております。</p>	D
46	<p>【幸区】女性の高学歴、高齢出産が増加する中で、不妊治療の大変さを学習する機会がもっと必要であり、計画に「不妊治療」についての項目が欲しいです。</p>	<p>市計画の基本目標 2 を住民本位の福祉サービスの提供としており、思春期を中心とした若年世代への妊娠・出産についての普及啓発を含め、市民が必要な保健福祉医療サービス等の情報を入手できるような情報提供を進めてまいります。</p>	D

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
47	【幸区】人々の暮らしの中に広範囲に行き渡り、より区民に「つながり」、「届く」計画だと思えます。（3件）	地域福祉、地域包括ケアシステムに関してより広く区民の方に身近に感じていただき、様々な地域福祉に資する活動に結び付くよう努めてまいります。	D
48	【中原区】一人暮らしの見守りとして、電話で気軽におしゃべりをする取組を行っていますが、その方達に我々の情報をいかにして届けることができるかが大きな問題です。市のどんな計画も必要な人に情報を届ける事ができないと地域への参加へもつないでいけない。連携の仕方を教授してほしい。	必要な人に情報を届け、地域への参加や支援につながりやすくしていくためには、幅広い世代のニーズに対応する発信手段を検討するほか、転入時など、地域の情報を求めているタイミングで情報提供を行うなど、ニーズに合った機会をとらえて情報発信を行うことが大切だと考えております。 計画に基づき、市民に広く周知を図るため、ホームページや市政だよりを活用するなど、多様な手法で周知を図ってまいります。	D
49	【中原区】高齢者の地域との接点づくりとして、「場所」が大事であり町内会との連携で、町内会館を集りの場として無料で提供して貰えないだろうか。	中原区は子育て世帯が多い反面、高齢者人口も増加傾向にあり、ひとり暮らし高齢者の割合も増えていることから、孤立感の解消や地域との接点づくりのためにも、様々な世代の方が気軽に集える場や活動拠点のニーズは高いと考えております。町内会館をはじめ、地域の資源を活用しながら区民による居場所づくりを支援することで地域のつながりを広げてまいります。	D
50	【中原区】中原区の基本目標の中にかわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援やペットの防災について挙げていただき、ありがとうございます。現在、地域活動に参加していない市民が活動に参加するきっかけのひとつとして動物を介した取組を更に進めていけると“最幸”だと思えます。	地域福祉を市民と協働で進めていくためには、取組を知ってもらい参加していただく中で、地域づくりへの意識を持っていただくことが大切だと考えておりますので、今後も動物愛護に関する情報を市民と共有するとともに、地域活動への参加を支援してまいります。	B
51	【中原区】情報発信については、各種ウェブサイトやSNSの活用ももちろんですが、町内会の掲示板や、地域の商店街にチラシ等を置くなど、アナログな発信も引き続きお願いします。	情報発信については、インターネットの活用に限らず、状況に応じて各種掲示板や広報チラシ等を用い、市民への積極的なアプローチを継続して行うとともに、機会をとらえた情報発信により、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐための取組を進めてまいります。	B
52	【中原区】中原区の高齢者の約5人に1人はひとり暮らしというデータもあるので、これからも引き続き、地域で孤立しない介護予防の取り組みが必要と考えます。	地域包括支援センター等の関係団体と連携し、健康づくり及び介護予防活動を行うきっかけづくりや活動支援を行います。地域での孤立を防ぐためには予防的視点を持ち、元気な時から地域で交流しながら、見守りにつなげる機会を増やしていくとともに、困ったときに活用できる制度や取組を地域に周知・広報し、認識してもらうことで、セーフティネットを広げていく取組を推進してまいります。	B

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
53	<p>【中原区】基本目標1…「新たな担い手」の発掘、いかに行政が多くくの区民と会い、参加するきっかけをコーディネートできるかが「鍵」となると考えます。</p> <p>基本目標2…情報提供を多くの区民に伝えるかが重要だと思ひます。</p> <p>基本目標3…異業種の連携は不可欠と考えます。</p> <p>基本目標4…参加しやすい仕組みには、地域のマネジメント、コーディネートカが必要と考えます。</p> <p>基本理念の「人と人との橋渡し」、行政の持っている情報を区民に広く伝える事で実現できるものと考えます。</p>	<p>区民の多様なニーズを受け止めながら、多様な地域資源につなぐことで、これまで地域に関わりづらかった層に向けても、敷居を下げた気軽な地域参加を促します。</p> <p>いただいた意見を踏まえ、第6期計画に基づき、更なる地域福祉を推進してまいります。</p>	B
54	<p>【高津区】基本理念に「区民がともに支え合い～」とありますが、区民はそこに暮らす人だけでなく、地域の企業も含まれると思ひます。企業と地域との交流は少なく、災害時にどれだけ協力し合えるかなど企業をまき込むような働きかけが必要ではないでしょうか。</p>	<p>地域包括ケアシステムを構築するためには、区民・行政だけでなく事業者とも地域の課題を共有し、一体となってその解決に取り組んでいくことが必要だと考えています。高津区では、保健・医療・福祉の分野の連携や区民・事業者・行政など多様な主体の協働・連携を推進してまいります。</p>	B
55	<p>【高津区】高齢者のほか子育て中の方、障害をお持ちの方など地域の手が必要な方がいらっしやいます。また、見守りや支援の際には情報共有が必要です。</p> <p>区民の為の福祉計画です。より多くの人に情報が届くようにして欲しいです。</p>	<p>高齢者だけではなく、子育て中の方・障害者などすべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の見守り・支え合いを推進し、地域のつながりや支え合いの地域づくりを推進してまいります。また、区民が必要な時に必要な情報を得られるように様々な機会や媒体を通して、更なる情報提供の充実に努めてまいります。</p>	B
56	<p>【宮前区】区別の人口と世帯数について、「一世帯当たり人員は市内で一番多い」を記載して欲しい。</p>	<p>各区の1世帯あたりの人員を記載するとともに、1世帯あたりの人員が市内で最も多いことについて、御意見のとおり本文に追記しました。</p>	A

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
57	<p>【宮前区】基本目標3の基本方針2は、まさにネットワークづくりによって具体的に推進されていくものと考えます。特に34（民生委員・保護司等への地域福祉活動の理解促進）と38（社協と連携した地域福祉の取組）については、行政が推進役となってほしい。</p> <p>地域を知る民生委員、保護司、町内会・自治会の機能を有効に活用して、地域福祉の課題に対処すれば、基本目標1と2は自ずと具現されていくと考えます。</p>	<p>多様な主体との連携につきましては、重点的な取組の3に位置付けています。</p> <p>今後とも町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等、地域における多様な主体がそれぞれの強みを活かし、主体的に取り組むことを通じて、地域福祉の向上を図ってまいります。</p>	B
58	<p>【宮前区】宮前区保護司会サポートセンターの設置について、他区で設置したと聞いたが、区役所移転後でも構わないので、場所の確保をお願いしたい。</p>	<p>保護司会の活動拠点について、プライバシーやセキュリティの確保が必要になるなどの御意見もいただいているところです。</p> <p>今後とも、いただいた御意見を踏まえ、保護司会との調整を進めながら、関係局と連携し、サポートセンターの設置に向けた検討を進めるとともに、宮前区保護司会の活動を支援してまいります。</p>	D
59	<p>【宮前区】市民説明会資料の基本方針「理解と共感を広げる情報発信の充実」と「誰もが参加できる健康・いきがづくり」の具体的な取組を入れ替えた方がよい。</p>	<p>区役所ホームページに掲載した説明会資料に誤りがあり修正しました。</p> <p>本計画（素案）に記載のとおり、基本目標1基本方針1では、身近な地域で、区民の誰もが気軽に参加できる活動が広がり、子どもから高齢者までいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりや食育を進めます。</p> <p>また、基本目標2基本方針1では、地域のつながりや支え合いの大切さへの理解や共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を通じた情報発信を充実してまいります。</p>	E
60	<p>【川崎市、宮前区】ICTを活用した地域包括ケアシステムの導入が、何故川崎市（宮前区）は出来ないのか。</p>	<p>すでに多くの機関において業務システムが導入されている中で、新たなシステム導入に当たっては、各機関に新たな負荷がかからないよう十分配慮する必要があるものと考えております。現在、国において全国保健医療情報ネットワークの構築に向けた取組が進められているところであり、本ネットワークの整備と普及状況を見極めながら、本市の対応を検討してまいります。</p>	C

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
61	<p>【多摩区】地域の方々が集い、相談し助け合う場として、休日の事務所で「カフェ」を月1回開催してきた。更に輪を広げる為、地域の町会・老人会などとの連携を図っていきたいが、行政又は社協などが地域関係団体の橋渡しの会合・懇談会などを開催していただけないか。</p>	<p>身近な地域での支え合い活動の推進に向けて、地域で活動する団体同士がつながる機会の提供は、重要であると認識しております。</p> <p>地域で活動する団体同士をつないだり、交流する機会を提供するなど、団体同士が連携し活動を展開できるような仕組みづくりを更に進めてまいります。</p>	D
62	<p>【麻生区】市地域福祉計画の基本目標4「連携のとれた施策・活動の推進」を麻生区地域福祉計画へ反映してほしい。計画を推進するには、区民、当事者、事業者、市民団体、関係機関、行政等が連携し、強みや役割を理解して、福祉を進めていく視点は、欠かせないと思います。計画の中で明確にすることはできませんか。</p>	<p>区の基本目標3が、主として市の基本目標3と4に対応しています。</p> <p>基本目標3の基本施策3「地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化」に掲げる23から30の取組は、各種支援機関との連携、活動支援等となっておりますので、今後も各機関と相互に補完し合いながら、地域福祉を推進してまいります。</p>	D
63	<p>【麻生区】柿生第一地区の高齢化率が34.4%、老年人口11,212人とあります。次期の区地域福祉計画を検討するに当たり、この地区で、これから生じる課題、取り組みの効果など、調査・検証することを明確にしてどうでしょうか。</p>	<p>現在も、小地域を単位とした課題の把握と、それに応じた取組を実施しておりますが、取組の効果が表れるまでには時間を要するものと考えられ、継続した検証が必要になります。</p> <p>第6期麻生区地域福祉計画では、主に取組1（「地域活動の参加につながる取組の推進」）、取組3（「地域資源を活用した地域づくりの推進」）、取組4（「地区カルテを活用した地域づくりの推進」）の中で、地域ケア圏域ごとや、さらに小さな単位ごとに、引き続き、地域の状況把握と取組の検証を行います。</p> <p>柿生第1地区は、区内6圏域の中で最も高齢化が進んでおり、他のエリアの将来像として参考にできることから、把握した情報・状況を区民の方々と共有し、取り組んだ成果を他の地域づくりにもつなげてまいります。</p>	D
64	<p>【麻生区】この計画をまず徹底的に周知し、各団体、住民が動きだす必要があります。その行動計画は、どこが計画し、進捗管理はどこの部所がされるのでしょうか。</p>	<p>地域福祉計画の各取組を推進していくためには、地域が一体となって必要な取組について考え、実践していくことが必要であるため、ご指摘のとおり、計画の徹底的な周知をはかってまいります。</p> <p>また、麻生区社会福祉協議会等の関係機関と連携して、地域ケア圏域やさらに小さい地域に対して取組を展開し、区民主体の活動につなげられるよう、地域づくりの支援を行います。</p> <p>計画全体の進捗管理は、外部委員で構成する「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」を中心に行い、計画を推進してまいります。</p>	D

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
65	【麻生区】市の地域福祉計画にある基本目標3（支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり）の視点が麻生区福祉計画では、明確になっていないように感じるので、今後計画遂行時に意識的に、基本目標3の視点を盛り込む必要を感じる。	ご指摘の視点について、第6期麻生区地域福祉計画では、基本目標2における「保健福祉に関する情報発信の充実」を重点項目とし、また、新規に「専門分野の連携体制の強化」という取組を設定しました。 また、この視点が地域へも広がっていくよう、関係機関・団体と協働しながら、基本目標3「『ひと・もの・場』をつなぐ自助・互助のしくみづくり」における各取組も、併せて推進してまいります。	B
66	【麻生区】基本目標3について。「ひと・もの・場」の「もの」とは、ネットワークのことですか。	「もの」は支援に必要なネットワークを表しています。地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場を欠かすことができません。人のつながり、活動団体やグループのつながり、各種支援機関とのつながり、また、こういったつながりを作る仕組みも含め、「もの」と表現しております。	D
67	【麻生区】具体的な取組名1～30の文章について。もう少し具体的な例を組み込まないと、イメージが浮かんでこない。	具体的な取組の下には、それぞれ関連する事業・取組の内容を説明しております。3年間を通じ、具体的には各事業や取組を実施することで、地域福祉を推進してまいります。	D

#### (7)その他

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
68	障害者手帳における交通機関利用時の運賃支払について。駅の窓口・バスの運転手への割引についての周知をして欲しい。障害割引の自動販売を働きかけて欲しい。	心身障害者（児）福祉主管課長会議等を通じて、国から交通事業者に対し、障害者割引制度の従業者への周知や利便性の向上について働きかけることを依頼してまいります。	E
69	高齢者や見守りが必要な人の猫多頭飼いを防ぐために、ケアマネジャー等が、多頭に気づいた時に、衛生課に報告できるような連携の仕組みを作って欲しい。（5件）	動物の飼育崩壊を未然に防止するため、ケアマネジャーなど地域で活動する方々に広報することで、ひとり暮らしや高齢の飼い主等に対し適正飼養を啓発し、問題の早期把握、早期指導に努めてまいります。	E
70	多頭飼育はどこ地域でも起こっている問題であるし、困窮と知識がないことが要因です。川崎市も多くの心あるボランティアの団体、個人、どうぶつ基金などと手をつなぎ、問題と向き合って欲しい。	動物の飼育崩壊を未然に防止するため、ケアマネジャーなど地域で活動する方々に広報することで、問題の早期把握、早期指導に努めてまいります。また、かわさき犬・猫愛護ボランティア等と協働して問題に対処してまいります。	E

No.	意見・質問の趣旨	市の考え方	対応区分
71	市営住宅の住人による餌やりにより猫が増えてしまっているが、市営住宅ではなぜ地域猫活動サポーター制度は認められないのか。	市営住宅におきましては、動物に対してアレルギーを持つ人や動物を嫌う人もおり、入居者間のトラブルにつながることもあるため、動物の飼育や餌やりを禁止していることから、地域猫活動サポーター制度は認めておりません。	E
72	地域猫の捕獲、保護等について。市営住宅では捕獲器を設置することも認められておらず、団地内で繁殖している現状があるが、どう考えているか。	市営住宅におきましては、動物に対してアレルギーを持つ人や動物を嫌う人もおり、入居者間のトラブルにつながることもあるため、動物の飼育や餌やりを禁止していることから、市営住宅内での地域猫活動は認めておりません。 引き続き、入居者へのルールへの順守について啓発を行ってまいります。	E
73	飼い主のいない猫対策の拡充について。高齢者の猫の多頭飼いや、市営団地での猫の繁殖を防ぐために、動物愛護センターで無料手術できるようにしていただきたい。	多頭飼育や野良猫対策に関しては、区役所衛生課で相談等に対応しています。	E
74	高齢者の生活のQOLを上げるため、犬猫の多頭飼育をしている場合、動物愛護センターで無料の不妊去勢手術をできるようにして欲しい。	多頭飼育崩壊問題において、手術対象等については慎重に判断する必要があり、関係部局と連携して適切な対応ができるよう検討していきます。	E
75	猫の不妊手術の助成金の金額を雌 5000 円、雄 3000 円に改定していただきたい。	限られた予算の中、一人でも多くの方に補助制度を利用していただくよう、現在の補助額（雌 3000 円、雄 2000 円）としています。例年、多くの方に御利用いただいていることから、1 件当たりの補助額を増やすことは難しい状況ですが、より効果的な制度のあり方について検討していきます。	E